

新宮町告示第89号

令和2年第8回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年11月27日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和2年11月30日

2 場 所 新宮町議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君

温水 眞君

末吉富美徳君

濱田 幸君

上畝地白馬君

大牟田直人君

高木 義輔君

北崎 和博君

横大路政之君

松井 和行君

牧野真紀子君

---

○応招しなかった議員

西 健太郎君

---

---

令和2年 第8回（臨時）新 宮 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和2年11月30日（月曜日）

---

議事日程（第1号）

令和2年11月30日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第112号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第113号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第114号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第112号議案 新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第113号議案 新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第114号議案 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 

出席議員（11名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 安武久美子君 | 2 番 | 温水 眞君  |
| 3 番 | 末吉富美徳君 | 4 番 | 濱田 幸君  |
| 5 番 | 上畝地白馬君 | 7 番 | 大牟田直人君 |
| 8 番 | 高木 義輔君 | 9 番 | 北崎 和博君 |
| 10番 | 横大路政之君 | 11番 | 松井 和行君 |
| 12番 | 牧野真紀子君 |     |        |
-

欠席議員（1名）

6番 西 健太郎君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局主幹 …………… 桐島美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	宮川 優子君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	阿部 宏紀君	税務課長 ……………	高橋 忠久君
住民課長 ……………	大原 稲子君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	藤木 恵介君	産業振興課長 ……………	高木 昭典君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	桐島 光昭君
上下水道課長 ……………	本田陽一郎君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	西田 大輔君

---

午前9時30分開会

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼、おはようございます。ご着席ください。

○議長(牧野 真紀子君) おはようございます。

ただいまから、令和2年第8回新宮町議会臨時会を開会いたします。

ご報告いたします。6番、西健太郎議員より本臨時会の欠席届が提出されております。

それでは配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名について**

○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により8番、高木義輔議員、9番、北崎和博議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期決定の件について**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。これより、議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第112号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第112号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第5、第114号議案までの3議案は、人事院勧告に伴い、条例の一部を改正する議案であるため一括議題とし、一括質疑の後、採決は議案ごとに行います。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） おはようございます。

第112号議案から第114号議案まで一括して提案説明をさせていただきます。

各議案の説明の前に、今回の条例改正議案の要因となりました令和2年10月に発表された人事院勧告について、ご説明をさせていただきます。

人事院勧告の給与勧告及び報告の骨子は、主に2点ございます。1点目は、ボーナスの0.05月分引き下げ、2点目につきましては、民間給与との格差が極めて小さく適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないという、この2点でございます。

それでは、第112号議案、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由といたしまして、令和2年10月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、地方公務員法第14条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずるため、新宮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、提案理由中、法律番号が空欄となっておりますけれども、これにつきましては、本日令和2年の11月30日付けで公布をされております。法律番号につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律は、法律第65号となっております。令和2年法律第65号ということで空欄を埋めさせていただきたいと思っております。

では、1 ページをお願いいたします。

第1条での改正は、令和2年度分の再任用職員以外の職員の12月期分の期末手当の支給割合の変更でございます。6月期分につきましては、現行の100分の130で支給済みの状況となっております。第2条での改正は、令和3年度以降の再任用職員以外の職員の期末手当の改正でございます。期末手当の支給割合0.05月分の引き下げにつきまして、6月期分と12月期分、それぞれ0.025月分の引き下げとなるものでございます。なお、第1条につきましては、公布の日から施行し、第2条は第1条と施行期日が異なるため、第1条改正後にさらに改正を加えるいわゆる2段階式となっておりますので、この件につきまして附則におきまして、公布の日から施行すること。ただし書きで、第2条の規定は令和3年4月1日から施行することとしておるところでございます。

2ページには新旧対照表、3ページは職員の期末勤勉手当支給割合を参考資料として付けておりますのでご参照をお願いいたします。

続きまして、第113号議案、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

提案理由といたしまして、令和2年10月の人事院勧告を受けて、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、議会議員の期末手当の期別支給割合を改めるため、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、こちらにつきましても、提案理由中の法律番号が空欄となっております。この件につきましても令和2年11月30日、本日付けで公布をされております。法律番号といたしましては、第66号というふうになっております。特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律は、令和2年法律第66号ということで空欄を埋めさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

本議案の議会議員の期末手当の改正は、人事院勧告を受け、国会議員等特別職の期末手当の引き下げに準拠するものでございます。改正内容につきましては、第1条は令和2年度の12月期分の変更で、6月期分につきましては現行の100分の170で支給済みの状況でございます。第2条は、令和3年度以降分について改正をするもので、期末手当の支給割合0.05月分の引き下げにつきまして、6月期分と12月期分、それぞれで0.025月の引き下げをするものでございます。このことは附則におきまして、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行すると規定をさせていただいておるところでございます。

2ページには新旧対照表、3ページに職員の期末手当支給割合を参考資料として付けておりますのでご参照をお願いいたします。

最後に、第114号議案、町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

提案理由といたしまして、令和2年10月の人事院勧告を受けて特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町長等の期末手当の期別支給割合を改めるため、町長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらのほうの提案理由につきましても、空欄は66号というところで空欄を埋めさせていただきます。

本議案につきましても、第113号議案と同様、人事院勧告を受け国務大臣などの特別職国家公務員の特別給の引き下げに準拠し、町長等の期末手当の期別支給割合を改正するものでございます。

1ページに改正条例、2ページに新旧対照表、3ページに資料となっております。

内容につきましては、第113号議案と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し討論を省略し採決を行います。

まず、第112号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第112号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第113号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第113号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第114号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第114号議案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂

正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、全日程を終了し、令和2年第8回新宮町議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

午前9時41分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年12月7日

議 長                      牧野 真紀子

署名議員（8番）        高木 義輔

署名議員（9番）        北崎 和博